DXリスキリング助成金実施要領

令和5年2月13日付4東し企雇第5384号

(総則)

第1条 DXリスキリング助成金の交付については、DXリスキリング助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 交付要綱第3条の中小企業等とは、次の各号のいずれかに1つでも該当する場合を除くものとする。
- (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合や大企業及びその子会社等が議決権 について指示できる場合等、その他大企業が実質的に経営に支配する力を有していると考えられ ること。

(助成対象事業者)

- 第3条 交付要綱第4条第1項第1号の都内に本社又は主たる事業所があることとは、東京都内に本 社又は主たる事業所の登記があることをいう。ただし、個人事業主にあっては東京都内の税務署へ 開業届出をしていること。
- 2 交付要綱第4条第1項第5号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。
- (1) 法令違反により罰則(営業停止処分等)の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3)消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 重加算税又は重加算金が課された場合
- (5) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

(助成対象外訓練)

- 第4条 交付要綱第6条に定める助成対象訓練は、次の各号に該当しないものとする。
- (1) DX推進の目的に合致しないもの(通常業務のスキルアップに関するもの)
- (2) 訓練計画に記載のないもの又は訓練計画どおりに実施されないもの
- (3) 助成対象事業者が自ら企画し実施するもの(外部発注したオーダーメイド講座は除く。)
- (4) 通常の業務に就きながら行われるもの(O J T)
- (5) 国又は地方公共団体が主催しているもの(委託しているものを含む。)
- (6) 国又は地方公共団体から助成を受けて開催されているもの
- (7) 法令等で定められる教育等のうち、次のア又はイに該当するもの

- ア その教育等を実施することが事業主に義務付けられているもの
- イ アのほか、事業主にとってその教育等を実施する必要があるもの
- (8) 資格試験(単独で受験して資格を得られるもの、訓練が試験問題のみで構成されているもの)、 適性検査
- (9) 講習先の教育機関等が助成対象事業者の親会社、子会社グループ企業等の関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(三親等以内。以下同様)が経営する会社等)、代表又は役員が経営する会社、役員の親族が経営する会社、代表者、役員、代表者の親族、役員の親族に該当するもの
- (10) 事前に訓練内容が十分確認出来ないもの
- (11) その他、職業訓練として適切でないもの

(訓練時間)

第5条 交付要綱第6条第1項第5号の訓練時間には、食事を伴う休憩時間は含まないものとする。

(修了の定義)

第6条 交付要綱第6条第1項第6号の修了とは、訓練時間の8割以上を出席した場合をいう。

(受講料)

- 第7条 交付要綱第10条第1項第1号の受講料については、次に該当するものを対象とする。
- (1) 単講座については、1講座及び1人当たりの受講料が定められているもの ただし、前号の訓練に係る助成対象経費の交付は助成対象期間に受講を開始したものに限る。
- (2) オーダーメイド講座については、事前に講習内容や金額が見積書等で確認できるもの

(申請内容等の変更又は訓練の中止)

- 第8条 交付要綱第19条の申請内容等を変更又は中止する場合とは、次の各号に該当する場合をいう。
- (1) 助成対象事業主の名称、所在地、代表者氏名及び印影を変更する場合
- (2) 訓練計画を変更する場合又はその一部を中止する場合
- (3) 訓練計画の全部を中止する場合
- 2 前項第2号及び第3号について、変更等承認申請書(交付要綱様式第9号)が提出された場合は、 内容を審査し、変更等承認書(様式第1号)により、当該助成対象事業者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。